



授業中に障害事故が発生した場合



—療養費の一部補助に関する制度—

指定医療機関を受診したとき

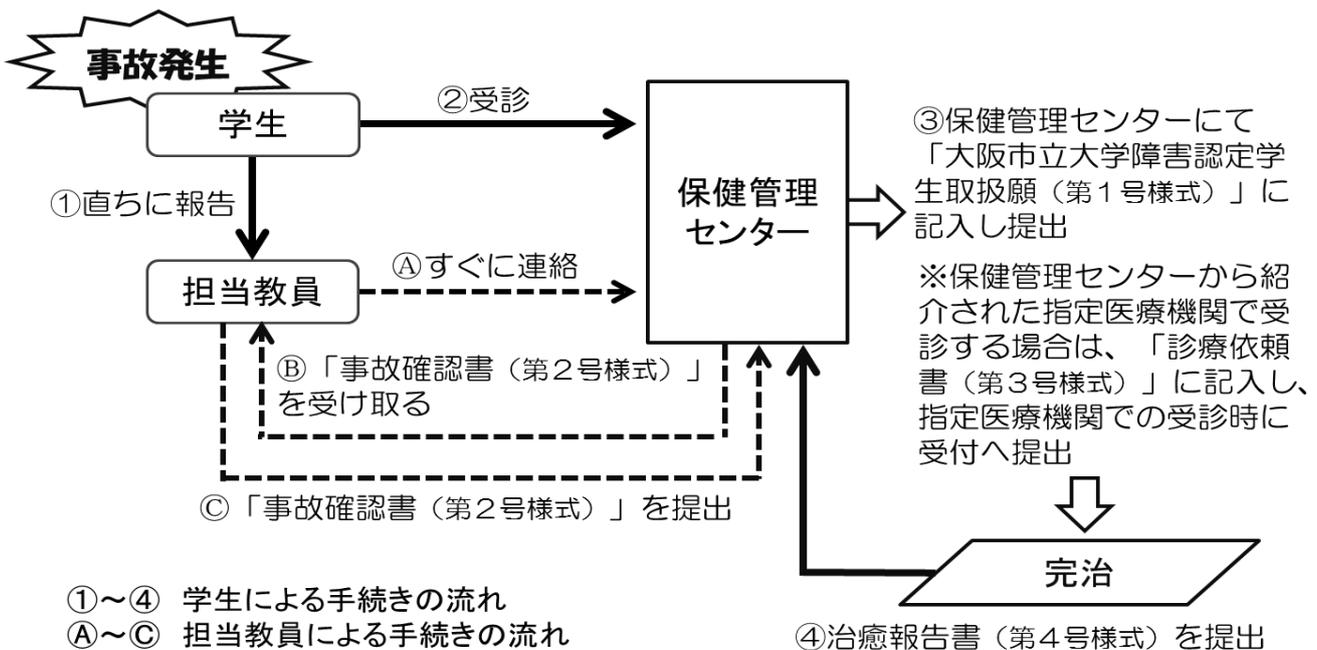
(保健管理センター開所時)

【学生の対応】

- ①授業中(実験・実習等を含む)に障害事故が発生した場合は、担当教員にその旨を報告し保健管理センター(Tel 06-6605-2108、内線2108)への連絡を依頼する。
- ②保健管理センターへ行き、診察を受ける。保健管理センターで対応できない場合は、下記の書類を受け取った上で指定医療機関(別紙参照)の紹介を受け、該当の病院で診察を受ける。
 - (1)大阪市立大学障害認定学生取扱願(第1号様式)
 - (2)診療依頼書(第3号様式)
 - (3)診療依頼書(第3号様式)
 - (4)治癒報告書(第4号様式)
- ③上記(1)の「大阪市立大学障害認定学生取扱願(第1号様式)」に記入し、保健管理センターへ提出する。外部の指定医療機関で受診する場合は、上記(3)の「診療依頼書(第3号様式)」に分かる範囲で記入し受診時に受付へ提出。(療養費は大学へ請求されます/大学が補助できるのは保険診療の自己負担額3割のうち3万円が上限となります)
- ④治療が終了した後に上記(4)の「治癒報告書(第4号様式)」を保健管理センターへ提出する。

【担当教員の対応】

- Ⓐ障害事故の発生を確認または学生から報告があったら、すぐに保健管理センターへ連絡する。(状況によっては保健管理センターや指定医療機関への搬送を手配する。)
- Ⓑ保健管理センターから送付される「事故確認書(第2号様式)」を受け取る。
- Ⓒ「事故確認書(第2号様式)」に記入し、速やかに保健管理センターへ提出する。



- (注) 1. 上記の手続きにより、療養費の一部補助として、保険診療の自己負担3割のうち、3万円を限度として大学が補助します。
2. 指定医療機関にて「診療依頼書」を提出することにより、療養費(上記1の条件による)は直接大学へ請求されます。
3. 授業中(実験・実習等を含む)の障害事故でないことが判明した場合は、この補助は受けられません。



授業中に障害事故が発生した場合



—療養費の一部補助に関する制度—

指定外医療機関の受診、および院外処方を受けたとき

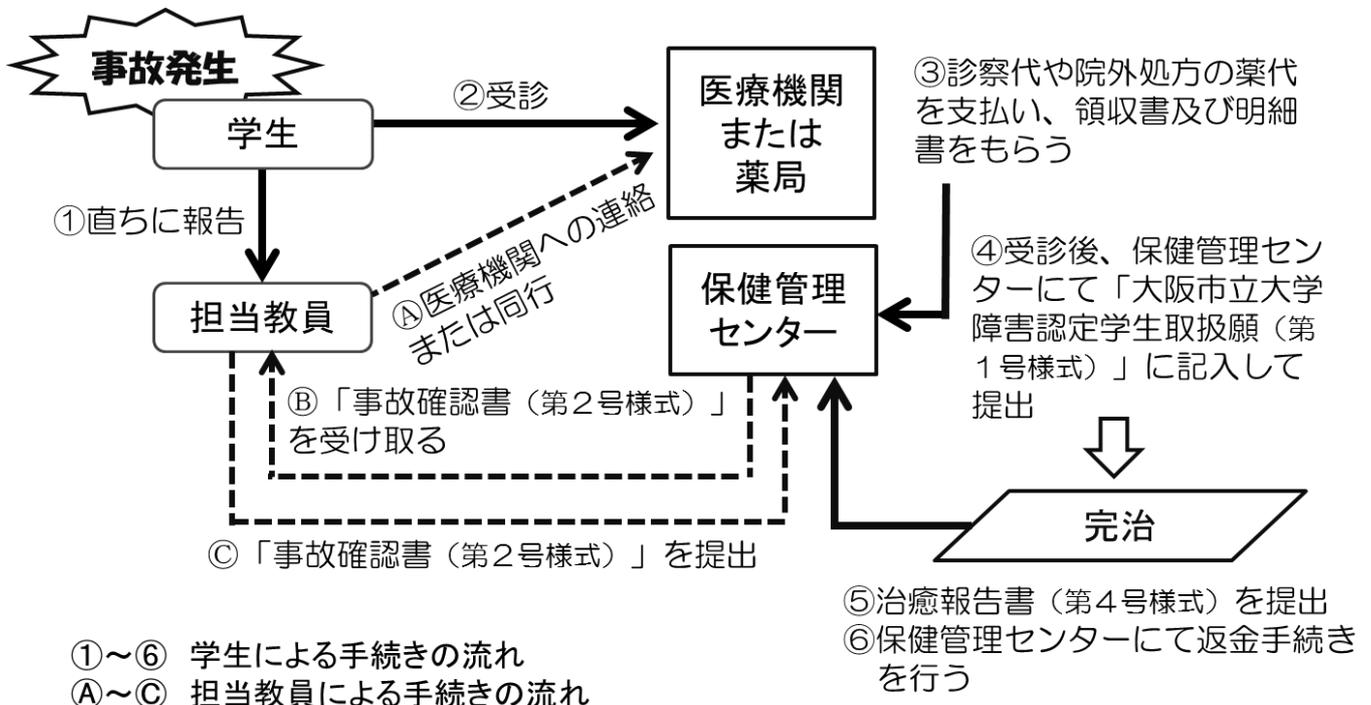
(保健管理センター閉所時、立て替え払いをしたとき)

【学生の対応】

- ①授業中(実験・実習等を含む)に障害事故が発生した場合は、担当教員にその旨を報告する。
- ②保健管理センター(Tel 06-6605-2108、内線 2108)閉所時は、直接医療機関(指定及び指定外にかかわらず)を受診する。
- ③受診した医療機関の診察代や院外処方の薬代は、いったん立て替え払いを行い、領収書及び明細書をもっておく。
- ④受診後に保健管理センターで「大阪市立大学障害認定学生取扱願(第1号様式)」をもらい、必要事項を記入した上で提出する。
- ⑤治療終了後は「治癒報告書(第4号様式)」を保健管理センターへ提出する。
- ⑥領収書(コピー不可)や明細書を持参の上、保健管理センターにて返金の手続きを行う。

【担当教員の対応】

- Ⓐ障害事故の発生を確認または学生から報告があったら、すぐに受診できる医療機関を探し連絡する。
(状況によっては医療機関までの搬送を手配する。)
- Ⓑ後日に保健管理センターから送付される「事故確認書(第2号様式)」を受け取る。
- Ⓒ「事故確認書(第2号様式)」に記入し、速やかに保健管理センターへ提出する。



- (注) 1. 上記の手続きにより、療養費の一部補助として、保険診療の自己負担3割のうち、3万円を限度として大学が補助します。
2. 返金手続きにより、医療機関または薬局にて支払った療養費(上記1の条件による)を返金します。
3. 授業中(実験・実習等を含む)の障害事故でないことが判明した場合は、この補助は受けられません。